

議案第153号

水都国際中学校・水都国際高等学校建設工事請負契約の一部変更について

水都国際中学校・水都国際高等学校建設工事請負契約（令和2年2月21日議決）の一部を次のとおり変更する。

変更後の契約金額	令和2年2月21日議決における 契約金額
4,703,022,500円	3,900,600,000円

令和3年9月15日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

水都国際中学校・水都国際高等学校建設工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

水都国際中学校・水都国際高等学校建設工事請負契約締結について

水都国際中学校・水都国際高等学校建設工事請負契約を次の要項により締結する。

- 1 工 事 概 要
- (1) 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）5階建建物1棟
- | | |
|------|----------------|
| 建築面積 | 1,289.95平方メートル |
| 延床面積 | 4,136.77平方メートル |
- (2) 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）5階建建物1棟
- | | |
|------|----------------|
| 建築面積 | 1,246.21平方メートル |
| 延床面積 | 4,689.37平方メートル |
- (3) 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）3階建建物1棟
- | | |
|------|----------------|
| 建築面積 | 1,902.17平方メートル |
| 延床面積 | 3,740.32平方メートル |
- 附帯工事 一式
- 2 契約の相手方 大阪市浪速区湊町1丁目2番3号
- 浅沼・中林特定建設工事共同企業体
- 構成員 株式会社 浅沼組
- 中林建設株式会社
- 3 契 約 金 額 3,900,600,000円
- 4 しゅん工期限 令和4年3月15日
- 5 工 事 場 所 大阪市住之江区南港中3丁目

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。